

住宅改修工事変更届の取扱いについて

介護保険住宅改修については事前申請が必要であり、着工許可が出た後に着工となります。

しかしながら、着工時にやむを得ず施工内容を変更する必要がでた場合は「住宅改修工事変更届」の提出が必要ですので、ご注意ください。

取扱い内容

改修箇所の削除、手すりの種類・向きの変更、不足部材の追加、手摺取り付け時の補強板の削除など支給申請時に工事変更届を一緒に提出してください。

ただし、手すりを踏み台に変更する、スロープを階段に変更する等、工事内容が大きく変わる場合は、必ず広域連合へ事前に連絡してください。(変更として扱うか、新規で扱うかはこちらで判断します)

注 意

○改修工事箇所の追加は「新規」として取扱いますので、新たに事前申請を行って下さい。
(変更届では取り扱いません)

○事前連絡や届け出なく工事を変更した場合は給付が認められないこともありますので、ご注意ください。

住宅改修工事変更届

事業所名 _____

(理由書作成者) 氏 名 _____

連 絡 先 _____

先に提出した「住宅改修の必要な理由書」につきまして、施工段階において変更が生じましたので
下記のとおり届け出ます。

記

変更の理由及び対応

変更内容

改修箇所	変更前（内容・金額等）	変更後（内容・金額等）
改修費用 総 額	円	円

改修内容変更の確認と同意

住宅改修の上記変更内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

被保険者 氏名